

老 発 第 5 1 9 号
平成12年 6 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生省老人保健福祉局長

「介護支援専門員養成研修事業の実施について」の一部改正について

介護支援専門員の実務研修の実施については、標記通知(平成11年 4 月 2 日老発第316号老人保健福祉局長通知)により行われているところであるが、今般、介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)の一部改正等を踏まえ、別添のとおり、「介護支援専門員実務研修事業実施要綱」(別添 1)、「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」(別添 2)、「介護支援専門員実務研修指導者研修事業実施要綱」(別添 4)を改めたので通知する。

また、本事業の円滑な実施に鑑み、「介護支援専門員名簿作成等事業実施要綱」(別添 3)についても定めたので通知する。